

参考資料

用語解説

ISO14001

ISO（国際標準化機構）が定めた環境に配慮した事業活動を管理・マネジメントしていくための世界共通の規格。

審査機関による審査で、この規格に適合したシステムの運用が認められると認証が与えられる。

北九州市は本庁舎の事務・事業活動において、平成12年3月にこの認証を取得した。

赤潮

海中の、ある種のプランクトンが一時に増え、海水を変色させる現象をいう。赤潮発生のメカニズムはいまだ完全には究明されていないが、海水中の窒素、磷等の塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。

悪臭

不快な臭い。悪臭防止法では、アンモニア等22物質が規制の対象となっている。規制物質以外の悪臭による苦情も多い。

アスベスト

「石綿」とも言われる繊維状の天然鉱物の総称で、その用途の約8割は建材である。アスベスト暴露による健康被害が問題になり、現在、工場周辺（敷地境界）には、10本/ℓ以下という基準がもうけられているが、環境大気中の基準はない。

暗騒音

特定の騒音を対象とする場合に、対象とする騒音がないときのその場所における騒音を、対象の騒音に対して暗騒音という。

いおう酸化物（SO_x）

重油などの燃料に含まれているいおう分が、燃焼して発生するガス。代表的なものは、二酸化いおう（SO₂：亜硫酸ガス）と三酸化いおう（SO₃：無水硫酸）がある。無色で刺激性が強く、呼吸器系統に悪影響を与えやすい。

一酸化炭素（CO）

自動車の排ガス中に含まれ、無色無臭、血液中のヘモグロビンと結合し酸素の供給能力を阻害し、中枢神経のマヒや貧血症を起こす。

上乘せ基準

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）又は水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定に基づき、ばい煙又は排出水の排出の規制に関し、総理府令で定める全国一律の排出基準又は排水基準

にかえて適用するものとして、都道府県が条例で定めた、より厳しい排出基準又は排水基準。

液化天然ガス（LNG）

天然に産するガスを -160 に冷却して液化したもの。主成分はメタンであり、クリーンエネルギーとして使用されている。

煙道排ガス測定

大気汚染物質の排出基準適合状況を把握するため、煙突等で、 SO_x 、 NO_x 、ばいじん、有害物質等を測定すること。事業者には測定が義務づけられており、市も定期的に、立入測定を行っている。

温室効果ガス

地球温暖化を引き起こす温室効果を有するガスの総称で、二酸化炭素、メタン、フロンが代表的なものである。二酸化炭素、メタンは自然界でも生成するが、温暖化の原因としては、化石燃料の燃焼（人間の活動）によるものであり、フロンは人間の活動（冷蔵庫、クーラー等）に限って排出されると考えられる。

化学発光法

サンプルガス中の窒素酸化物（ NO ）にオゾンを反応させると、 NO の一部が酸化されて二酸化窒素（ NO_2 ）となる。生成した NO_2 の一部は励起状態（ NO_2^* ）になっており、基底状態に移るときに光を放射する。この現象を用いたのが化学発光法である。移動測定ではこの方法により窒素酸化物を測定している。

なお、常時監視測定局では、吸光光度法で測定している。

環境影響評価（環境アセスメント）

事業の実施等が環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策等について事前に調査・予測・評価すること。

環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項で規定され、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の条件について、行政上の目標として具体的に設定された基準。

環境ホルモン

正式名称を外因性内分泌攪乱化学物質といい、国は SPEED'98 の中で「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」と定義している。

逆転層

気温が上層へいくほど高温になっている大気層を逆転層（温度逆転層）と呼ぶ。逆転層内では対流による混合が起きないため、非常に安定な状態となり、大気中に放出された汚染物質は上方に拡散されず逆転層の上層で薄くたなびく。

グリーン購入

商品の調達、購入にあたって、環境保全を重視し、環境負荷の小さい（資源の再生利用や廃棄にあたって環境影響が少ないなど）商品を積極的に購入すること。

K 値規制

施設ごとに煙突の高さに応じたいおう酸化物許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数である。K 値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

健康項目

水質環境基準に係る項目のうち、人の健康の保護に関するもので、平成 12 年度末現在カドミウム等 26 項目が定められている。

光化学オキシダント (Ox)

大気中の窒素酸化物と炭化水素が光化学反応を起こし、発生する酸化性物質の総称である。日ざしの強い夏季に多く発生し、濃度が高くなると目や気管等の粘膜刺激症状を中心とした被害をもたらす。

降下ばいじん

重力による自然沈降あるいは雨により沈降するばいじん又は粉じん、その他の不純物。

酸性雨

雨は自然の状態でも空気中の二酸化炭素が溶け込んで酸性を示しているが、工場や自動車から出されたいおう酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質も溶け込み、より酸性の強い雨に変化している。通常、水素イオン濃度 (pH) が 5.6 以下の酸性の強い雨を酸性雨と呼んでいる。

酸素濃度換算

濃度規制の欠点である「うすめて排出する」ことを防止するため、排ガス中の残存酸素濃度を測定して、二次空気の混入量を算出し、換算した濃度で規制する方法。NO_x、ばいじんの規制に適用される。

重金属

通常、比重 4 以上の金属をいい、約 60 元素が存在する。公害に関してよく問題となる重金属としては、水銀、セレン、鉛、カドミウム、クロム、マンガン、コバルト、ニッケル、銅、亜鉛、ビスマス、鉄等がある。

SPEED 98

1998 年 5 月に国が環境ホルモン問題への対応方針を示した「環境ホルモン戦略計画」のことで、Strategic Programs on Environmental Endocrine Disruptors の頭文字に文書の作成年を添えたもの。

生活環境項目

水質環境基準に係る項目のうち、生活環境の保全に関するもので、pH、BOD、COD、DO、SS、n-ヘキサン抽出物質、大腸菌群数、窒素、燐の各項目が定められている。

ゼロ・エミッション構想

市民生活や産業活動から出る廃棄物を他の産業分野の原材料として利用することにより、廃棄物をゼロにすることを目指す構想。

総量規制

環境基準を達成するための容量以内で、その地域にある工場等の排出源に排出量を割り当て、工場等を単位として規制すること。現在、大気汚染防止法（いおう酸化物）と水質汚濁防止法（COD）に基づく総量規制がある。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3種の化学物質の総称で、主として廃棄物の焼却過程で発生する有毒物質である。

窒素酸化物

物の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）の形で大気中に存在する。光化学スモッグの原因物質の一つである。発生源は、工場、ビル、自動車など多種多様である。

長期的評価

大気汚染に係る環境基準の適否の評価方法。二酸化いおう、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素については年間にわたる日平均値の2%除外値評価、二酸化窒素については年間にわたる日平均値の98%値評価を行う。

デシベル（dB）

音の強さを表す単位で、耳に感じる最小限を基準値として0デシベルとし、それとの比を対数で表したもの。

デボジットゲージ

直径30cmの大型捕集漏斗と30ℓの貯水槽からできている降下ばいじん捕集器。捕集期間は1カ月。

テレメーター

遠隔計測器。ある量を遠距離の所に送電し、表示する電気通信の仕組み。

等価騒音レベル（L_{Aeq}）

一定時間に発生した騒音レベルを騒音のエネルギー値に換算して、時間平均したもの。国際的にも

騒音の評価値として広く使われ、騒音の発生頻度や継続時間を含めた評価が可能であり、平成11年4月施行の新しい騒音に係る環境基準に採用されている。単位は、dB（デシベル）が用いられる。

毒性等量（TEQ）

ダイオキシン類にはさまざまな異性体（合計223種類）が含まれており、これらの異性体の毒性の強さはそれぞれ異なる。そこで、ダイオキシン類の濃度は、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に相当する量に換算して表す。この量を毒性等量（TEQ）という。

二酸化鉛法

大気中のいおう酸化物の測定方法。二酸化鉛を塗布した布を円筒に巻きつけて円筒カバー内におさめ、大気中に1カ月間放置し、いおう酸化物を硫酸塩として捕集し、クロラニル酸バリウム法で比色定量して、いおう酸化物の積算濃度として求めるものである。

ビルジ

船舶の機関から漏出する燃料油や潤滑油を含む廃水である。

富栄養化

生物生産が盛んになること。原因は、河川等から流入する窒素、リン等の栄養塩類で、閉鎖性水域で著しい。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質（固体のほか液体も含む）であって、その粒径が10μm以下のもの。

ベータ線吸収法

ベータ線吸収法は、ベータ線を物質に照射した場合、その物質の質量に比例してベータ線の吸収量が増加することを利用した測定法である。ろ紙上に捕集したSPMにベータ線を照射し、透過ベータ線強度を測定することによって、SPMの質量を知ることができる。

有害大気汚染物質

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、いおう酸化物、窒素酸化物等のばい煙及びアスベスト等の特定粉じんを除く物質。

溶液導電率法

試料大気を過酸化水素の吸収液に通し、大気中の亜硫酸ガスを吸収酸化し、生じた硫酸濃度を電気伝導度により測定する方法。

要監視項目

水質汚濁に係る環境基準項目ではないが、将来、環境基準項目への移行を前提として、平成12年度末現在クロロホルム等22項目が選定されている。

75%値

水質汚濁に係る環境基準の適否の評価方法。調査期間内の日間平均値の全データをその値の小さなものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータをもって75%値とする。BOD又はCODでは、この値で環境基準の適否を判定する。

BOD (Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量)

水中の有機物（汚濁物質）がバクテリアによって酸化分解されるときに消費される酸素の消費量を行い、 mg/ℓ で表わす。数値が高いほど汚濁がひどい。

COD (Chemical Oxygen Demand 化学的酸素要求量)

水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するとき消費される酸素量で、 mg/ℓ で表わす。数値が高いほど汚濁がひどい。

DO (Dissolved Oxygen 溶存酸素量)

水中に溶解している酸素のことをいう。純水中における20℃、1気圧のもとでの飽和溶存酸素量は約 $9\text{mg}/\ell$ である。魚には最低 $5\text{mg}/\ell$ が必要である。

MPN (Most Probable Number 最確数)

大腸菌群の総数を示すもので、確率モデルに従った試験方法によって得られる数値で、この数値が大きいほど水の汚染度が高い傾向にあることを示す。普通、試料 $100\text{m}\ell$ 中の数を示す。

m^3_{N} (ノルマル立方メートル)

気体において、摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算したときの容量を立方メートルで表わす単位。

ND (Not Detected)

測定方法の検出限界を下回ること。

pH (水素イオン濃度)

酸、アルカリを示す指標。7.0が中性。これより小さい数値は酸性、大きい数値はアルカリ性を示す。

ppb (Parts Per Billion)

10億分の1で表示する単位で、1ppmの1,000分の1。

ppm (Parts Per Million)

容積比や重量比を表わす単位で、1ppmは100万分の1を表わす。大気汚染では 1m^3 の大気中に

1m³の汚染物質が存在する濃度を 1ppm で示す。

ppmC (Parts Per Million Carbon)

ppmC 炭素原子数を基準とした百万分率。例えば、プロパン (C₃H₈) の場合 1ppm が 3ppmC となる。昭和 51 年 8 月の中央公害対策審議会の答申により、光化学オキシダント濃度が 1 時間値 0.06ppm (環境基準) 以下となる非メタン炭化水素の午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値は、0.20 ~ 0.31ppmC 以下との指針値が示されている。

PPP (Polluter Pays Principle)

環境の汚染対策に要する費用は、汚染者 (発生源者) が自ら負担するという原則。

SS (Suspended Solids 浮遊物質量)

水中に懸濁し、水を汚濁させている物質。

WECPNL

(Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level 加重等価平均感覚騒音レベル)

ある場所における 1 日あたりの航空機騒音の大きさを表す単位で、1 機ごとの騒音レベルだけでなく、飛来時間や機数をも考慮したもので、我が国においては、航空機騒音の環境評価に採用されている。

年 表

共通事項	大気関連事項	水質関連事項	そ の 他
<p>30. 4 福岡県公害防止条例公布</p> <p>38. 2 衛生局公衆衛生課公害係設置</p> <p>40. 9 衛生局公害対策課設置</p>	<p>28. 11 福岡県が県下10か所にデポジットゲージ法によるばいじん量の測定点を開設(北九州五市は戸畑市に1か所)</p> <p>31. 9 ばいじん量の測定点を戸畑市6か所に増設</p> <p>34. 5 北九州五市大気汚染防止対策委員会設置 6 北九州五市51か所においてデポジットゲージ法による共同測定開始</p> <p>37. 12 ばい煙の排出の規制等に関する法律施行</p> <p>38. 2 福岡県が大気汚染自動記録計による試験的測定開始(八幡保健所に設置) 9 ばい煙規制法による第1次指定区域となる市衛生局が第1回自動車排ガス調査(魚町・浅生通・中央町) 12 全国大気汚染防止連絡協議会発足</p> <p>39. 2 北九州市が八幡・戸畑・若松に大気汚染自動測定器設置 北九州市スモッグ注意報基準制定</p> <p>第1回公害防止対策審議会開催 デポジットゲージ法による降下ばいじん測定点を30か所に整理 公害防止対策審議会答申第1号「北九州市における大気汚染防止の基本的対策について」</p> <p>小野田セメント(株)八幡工場和解成立</p> <p>日本セメント(株)門司工場和解成立(白木崎降塵対策協)</p>	<p>34. 3 公共用水域の水質保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律施行</p> <p>40. 11 紫川水系水質汚濁現地調査実施</p>	<p>30. 4 福岡県騒音防止条例公布</p> <p>40. 7 第1回学童健康調査実施(城山・尾倉、木屋瀬小学校、木屋瀬中学校)九大小児科教室</p> <p>41. 1 第2回学童健康調査実施(城山、枝光、徳力小学校、企救中学校)九大衛生学教室 5 大気汚染の疫学調査実施</p>

共通事項	大気関連事項	水質関連事項	その他
<p>42. 8 公害対策基本法公布施行</p>	<p>42. 3 城山地区公害特別対策実施 7 洞海地区気流調査実施 9 八幡化学(株)紛争激化住民座り込み(灘見町) ・戸畑共同火力(株)最初の公害防止協定締結</p> <p>43. 6 電源開発(株)若松火力発電所公害問題解決 ・大気汚染防止法公布 9 八幡化学(株)公害紛争解決 12 大気汚染防止法による硫酸化物の排出基準の設定K値26.3</p> <p>44. 2 硫酸化物環境基準閣議決定 5 第1回 スモッグ警報発令(若松、戸畑、八幡区) 11 北九州地区大気汚染基礎調査実施(厚生省、福岡県、北九州市) 12 北九州地区産業公害総合事前調査実施(通産省、福岡県、北九州市) ・北九州市大気汚染防止連絡協議会設立</p>	<p>42. 8 洞海湾調査実施(自治省・通産省)</p> <p>43. 6 洞海湾水域指定予備調査実施(経済企画庁) 7 竹馬川、大川水質調査実施(県衛生研究所) 11 経企庁水銀調査実施(旭硝子、三菱化成)</p> <p>44. 2 水域指定及びメチル水銀について水質基準が定められる(板櫃川、洞海湾の一部) 6 洞海湾水質基準本調査経企庁、県に委託、市協力 ・洞海湾沿岸工場排水調査、通産省実施 10 紫川水域背景調査 12 紫川水域内の工場実態調査実施</p>	<p>7 疫学調査実施(三六、中原、寿山、足原、霧ヶ丘校区40才以上の婦人を対象)</p> <p>42.11 学童ぜん息様疾患調査実施(城山、霧ヶ丘小学校)九大衛生学教室</p> <p>43. 6 騒音規制法公布</p> <p>44. 2 学童ぜん息様疾患調査実施(三六、城山、霧ヶ丘、大蔵小学校) 5 騒音規制法県知事告示(北九州全域地域指定) 8 空気清浄器設置(牧山、浜町小学校) ・住宅宅混在地区騒音調査実施(戸畑区沖台地区) 10 北九州市学童ぜん息様疾患調査協議会設置 12 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布</p>
<p>45. 4 衛生局公害対策部設置 ・福岡県公害防止条例全面改正(同年7月施行)</p>	<p>45. 2 大気汚染防止法施行令の一部改正により県知事権限市長へ委譲 ・一酸化炭素の環境基準閣議決定 4 北九州市大気汚染緊急時対策要綱施行(47.3廃止) ・大気汚染測定テレメータ装置完成</p> <p>7 気象協会に観測業務委託 公害バトロールカー配備 11 大気汚染警報同報装置、逆転層観測装置設置</p>	<p>45. 4 水質環境基準閣議決定 7 紫川水質基準調査実施(経企庁委託) 10 響灘、周防灘魚介類調査実施 ・洞海湾水質調査、響灘水質調査実施 11 洞海湾水域の水域指定 12 周防灘水質調査実施</p>	<p>45. 大気汚染に関する疫学調査実施(市内全小中学校) 6 自動うがい器設置(浜町、古前、三六、米町小学校) 10 小倉北区中井地区、小倉北区魚町交差点周辺及び戸畑区東牧山公民館騒音調査実施 11 空気清浄器設置(枝光、三六、古前、米町小学校)</p>

共通事項	大気関連事項	水質関連事項	その他
<p>46. 6 公害対策局新設 7 環境庁発足</p> <p>・ 第1回瀬戸内海環境保全知事・市長会議開催</p> <p>8 福岡県環境整備局設置</p> <p>10 北九州市公害防止条例公布(47年3月施行)</p> <p>47. 5 公害対策局の機構改革 6 国連人間環境会議開催(ストックホルム) 10 福岡・山口県際間公害対策連絡協議会発足</p>	<p>・ 北九州地区環境大気調査実施(厚生省、北九州市) 気象特別観測実施</p> <p>46. 1 特殊気象情報 第1回通報 6 悪臭防止法公布 ・ 大気汚染防止法改正施行、硫酸化物の特別排出基準の設定(K値5.26) 9 北九州地区産業公害総合事前調査結果報告 12 窒素酸化物自動測定機設置(工場関係4、自動車関係3)</p> <p>47. 3 硫酸化物に係る緊急時対策実施要綱施行(52.7一部改正) ・ 光化学スモッグに係る緊急時対策実施要綱施行(59.6廃止) ・ 北九州市特殊気象情報実施要綱施行(52.7一部改正) ・ 市内54社と硫酸化物に係る公害防止協定締結 5 悪臭防止法施行</p> <p>10 自動車排出ガス測定所テレメーター化、環境大気観測局窒素酸化物テレメーター化</p> <p>48. 1 硫酸化物の排出基準改定(K値7.59) 2 炭化水素濃度連続測定装置設置オキシダント測定テレメーター化(半固定、曽根国設大気測定所)</p>	<p>46. 5 洞海湾水域環境基準類型指定 6 水質汚濁防止法施行 7 洞海湾水質底質調査、周防灘水質底質調査実施 9 響灘水質調査実施 11 港湾水質調査実施 12 水質自動測定記録装置設置 ・ 紫川等12河川環境基準水域類型指定</p> <p>47. 5 関門海峡水質調査、瀬戸内海水質汚濁総合調査実施 9 P C B 汚染実態調査実施(環境庁、北九州市)</p> <p>48. 4 「洞海湾等にかかる上乗せ排出基準」条例の施行 ・ 河川調査実施(紫川、神嶽川) 6 魚の水銀暫定基準、水銀ヘド口除去基準「洞海湾等にかかる上乗せ排水基準」条例の基準値適用実施</p>	<p>46. 大気汚染に関する疫学調査(市内全小中学校) 5 騒音に係る環境基準閣議決定 6 住工混在地区騒音調査開始(陣山地区) 9 交通騒音調査開始(市内32か所) 12 生活環境騒音調査開始(市内15か所)</p> <p>47. 5 騒音規制法対象工場騒音調査実施(35工場) ・ 自動うがい器設置(青山小学校、沢見、高峰、中原、高塔、中央中学校) 8 騒音規制法対象工場騒音調査実施(21工場) ・ 「自動車騒音の限度を定める命令」の適用区域、区分の告示 10 北九州市における慢性呼吸器症状有症率の調査実施 11 交通騒音調査実施(市内20か所) ・ 空気清浄器設置(城山小学校) 12 環境庁長官「新幹線鉄道騒音対策について」運輸大臣に勧告 ・ 「北九州地域公害防止計画」で城山地区を住工分離促進地区としてとりあげる ・ 公害健康被害救済地域指定基礎調査環境庁委託</p> <p>48. 2 北九州市公害健康被害救済特別措置法施行細則公布施行 ・ 北九州市公害被害者認定審査会条例公布施行 ・ 北九州市公害病認定患者遺族見舞金支給要綱公布施行</p>

共通事項	大気関連事項	水質関連事項	その他
	<p>5 大気汚染に係る環境基準の改定(一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、二酸化硫黄)</p> <p>8 窒素酸化物の排出基準設定悪臭防止法に基づくアンモニア等5物質の規制基準制定</p> <p>49. 1 自動車排出ガス量の許容限度の設定</p> <p>5 大気汚染防止法の改正</p> <p>6 大気汚染防止法の一部改正(総量規制の導入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市公害防止条例施行規則の一部改正(K値4.67) ・窒素酸化物等排出実態調査実施 <p>11 大気汚染防止法施行の一部改正(総量規制地域の指定)</p>	<p>7 響灘水質特別調査、周防灘水質調査、水銀等汚染全国総点検調査実施</p> <p>8 「水銀を含む底質の暫定除去基準」設定</p> <p>10 瀬戸内海環境保全臨時措置法の公布(同年11月施行)</p> <p>49. 1 洞海湾しゅんせつ工事開始</p> <p>5 響灘、関門海峡、周防灘水域環境基準類型指定</p> <p>7 周防灘水質底質調査、上乘せ排水基準改正</p> <p>8 「瀬戸内海水域に係る上乘せ排水基準」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洞海湾水質底質調査実施 <p>10 紫川水系の生物調査実施</p>	<p>3 住工混在地区騒音調査実施(門司区下二十町)</p> <p>5 騒音規制法及び北九州市公害防止条例対象工場騒音調査実施(29工場)</p> <p>6 特定工場、特定建設作業に伴って発生する騒音について規制地域の指定時間及び区域区分ごとの規制基準の制定</p> <p>7 住工混在地区騒音調査実施(小倉北区宇佐町地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山陽新幹線騒音振動調査実施(岡山県) ・「騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域」の指定告示 ・「北九州地域公害防止計画」で城山地区を住宅移転事業として決定 ・第1次城山地区住民意向調査実施 <p>10 公害健康被害補償法の公布(49年9月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市特定呼吸器疾病患者の救済措置要綱公布施行 <p>12 企業に対する城山地区住宅移転事業の説明会開催</p> <p>12 「航空機騒音に係る環境基準」の制定</p> <p>49. 2 城山地区標準土地価格調査実施</p> <p>4 城山地区の公害による経済損失調査実施</p> <p>5 工場騒音調査実施(法対象20工場条例対象2工場)</p> <p>6 城山地区の標準家屋築費算定調査実施</p> <p>8 市独自の指定地域設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市特定呼吸器疾病患者の救済措置要綱廃止 ・北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱制定施行 ・北九州市公害健康被害認定審査会発足 ・交通騒音調査実施(市道10地点) <p>10 城山地区住宅移転先案内</p> <p>12 新幹線試運転時騒音振動調査開始</p>

共通事項	大気関連事項	水質関連事項	その他
	<p>50. 2 総量規制実施に伴う電算シミュレーション(福岡県において実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正(窒素酸化物に係る暫定51年規制) <p>5 窒素酸化物調査検討委員会中間報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北九州市公害防止条例施行規則一部改正(K値3.5) <p>7 環境庁「窒素酸化物許容排出総量検討委員会」の委員に公害対策局長が就任</p> <p>8 自動車排出ガス拡散状況調査実施</p> <p>10 窒素酸化物シミュレーション実施</p> <p>12 「自動車排出ガス量の許容限度」の一部改正(2サイクル軽自動車の炭化水素50年規則に係る暫定規制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法施行規則一部改正(窒素酸化物排出基準第2次規制) ・ 窒素酸化物許容総量方式調査について国と委託契約締結 <p>51. 5 浮遊粒子状物質対策検討会設置</p> <p>8 「悪臭物質の指定及び悪臭規制基準の範囲の設定等に関する基本的方針について」中央公害対策審議会答申</p> <p>9 窒素酸化物総量削減検討調査</p> <p>10 悪臭防止法施行令の一部を改正する政令施行(二硫化メチル等3物質指定)</p> <p>11 窒素酸化物許容総量算定方式検討委員会中間報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総量規制に係る「硫酸酸化物総量削減計画案について」公害対策審議会に諮問 <p>12 「北九州市及び苅田町の地域における硫酸酸化物総量削減計画」県公告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「硫酸酸化物に係る総量規制基準及び燃料使用基準」県公告 	<p>50. 2 「P C Bを含む底質の暫定除去基準」設定実施</p> <p>10 瀬戸内海栄養塩類収支挙動調査</p> <p>5 板櫃川生物調査実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「底質の暫定除去基準」設定 <p>51. 7 市内河川生物調査実施(貫川、撥川、割子川)</p>	<p>50. 4 第2次城山地区住民意向調査実施</p> <p>5 工事・事業場騒音調査実施(16工場)</p> <p>7 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害保健福祉事業「青空学校」実施(第1回) <p>8 新幹線鉄道開業後の騒音調査実施</p> <p>9 自動車騒音の大きさの許容限度の告示</p> <p>10 自動車騒音調査実施(黒崎、中井)</p> <p>11 家庭療養指導事業開始(保健婦による家庭訪問指導)</p> <p>12 「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会防止計画部会環境影響評価制度専門委員会報告</p> <p>51. 6 振動規制法公布(12月施行)</p> <p>7 工場・事業場騒音調査実施(10工場)</p> <p>9 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定に伴う騒音調査実施(4地区16地点)</p>

共通事項	大気関連事項	水質関連事項	その他
<p>52. 1 社団法人瀬戸内海環境保全協会発足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車排出ガス量の許容限度」の改正(乗用車の53年規制と重量ガソリン車及びディーゼル車の52年規制) <p>52. 1 硫黄酸化物に係る公害の防止に関する協定を解除(45社51工場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硫黄酸化物に係る公害の防止に関する協定締結(48社57工場) <p>2 悪臭防止法に基づく二硫化メチル等3物質の規制基準制定</p> <p>6 大気汚染防止法施行規則一部改正(窒素酸化物排出基準第3次規制)</p>	<p>52. 5 市内中小河川生物調査実施(奥畑川池4河川)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海水質汚濁調査実施 ・筑前海水域環境基準類型 ・産業排水汚濁負荷量調査実施 <p>12 瀬戸内海栄養塩類削減検討調査実施</p>	<p>52. 3 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型別地域指定」県告示</p> <p>4 リハビリテーション事業「ぜん息体操」実施(第1回)</p> <p>5 工場・事業場騒音調査実施(127工場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動実態調査実施(29工場、11路線、5建設現場) <p>6 「北九州地域公害防止計画」見直しにより城山地区住宅移転事業を緩衝緑地事業(都市計画事業)に変更</p> <p>12 振動規制法に基づく地域指定及び規制基準等を施行</p>
<p>53. 4 公害対策局に洞海緑地事業準備室設置</p>	<p>53. 1 自動車排出ガス規制の許容限度の一部改正(トラック及びディーゼル車の54年規制)</p> <p>3 「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」中央公害対策審議会答申</p> <p>5 窒素酸化物排出実態調査実施</p> <p>7 二酸化窒素に係る環境基準の改定の告示</p>	<p>53. 1 「筑前海水域に係る上乗せ排水基準」施行</p> <p>6 瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁法一部改正(54.6施行)</p> <p>9 生物学的水質調査実施(紫川水系)</p>	<p>53. 1 自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正の告示</p> <p>3 北九州地域公害防止計画(見直し)の内閣総理大臣承認</p> <p>4 リハビリテーション事業「排たん訓練」実施(第1回)</p> <p>5 環境騒音調査実施(高層市営住宅)</p> <p>6 公害保健福祉事業「水泳教室」実施(第1回)</p> <p>9 幹線道路騒音調査実施(11地点)</p> <p>10 北九州直方道路開通前騒音調査実施(12地区12地点)</p>
<p>54. 7 公害対策局に環境影響評価担当の主幹制導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洞海緑地事業準備室を廃止し、公害防止事業団北九州建設事務所により施行 	<p>54. 8 「二酸化窒素に係る環境基準に基づく地域区分について」通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法施行規則一部改正(窒素酸化物第4次規制) <p>9 窒素酸化物高濃度汚染解析調査実施</p> <p>12 窒素酸化物削減シミュレーション補完調査実施</p>	<p>54. 5 広域総合水質調査実施</p> <p>6 「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)」策定</p> <p>11 有害物質に係る環境汚染実態調査実施</p>	<p>54. 1 在来線鉄道騒音振動調査実施(7地区28地点)</p> <p>3 新幹線鉄道騒音振動調査実施(3地区12地点)</p> <p>5 北九州直方道路、九州自動車道開通後騒音測定(12地区18地点)</p> <p>6 騒音規制法に基づく規制地域の指定及び区域区分の変更の告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音環境基準類型指定の変更の告示 <p>9 環境騒音調査実施(519地点)</p>

共通事項	大気関連事項	水質関連事項	その他
<p>55. 7 公害対策局の機構改革(2部制より次長制になる)</p>	<p>55. 3 新日本製鐵(株)八幡製鐵所熱延工場新設に伴う公害防止協定の締結</p> <p>12 九州電力(株)新小倉発電所5号機増設に伴う公害防止協定の締結</p> <p>56. 6 新日本製鐵(株)八幡製鐵所シームレス鋼管工場増設に伴う公害防止協定の締結</p>	<p>55. 4 「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」公告</p> <p>5 「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「磷及びその化合物に係る削減指導方針」公告 ・ 「北九州市合成洗剤対策推進会議」設置 <p>7 化学的酸素要求量に係る総量規制基準適用(新設事業場)</p> <p>11 非特定汚染源による汚染防止対策調査実施(環境庁委託)</p> <p>56. 7 化学的酸素要求量に係る総量規制基準適用(既設事業場)</p>	<p>55. 9 新幹線速度制限解除前の騒音振動調査実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市高速道路開通前騒音調査実施(篠崎北~日明) <p>10 新幹線速度制限解除後の騒音振動調査実施</p> <p>12 九州自動車道開通前騒音調査(門司IC~小倉東IC)環境騒音調査実施(104地点)</p> <p>56. 1 都市高速道路開通後騒音調査実施(篠崎~日明)</p> <p>4 公害補償給付事務の電算化</p> <p>6 環境管理研究会発足(公害対策局の課長、係長で組織)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「公害行政の歩み」発行 <p>8 自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正の告示</p> <p>9 夜間における環境騒音調査実施(519地点)</p> <p>10 新幹線環境保全対策調査実施(環境庁委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大連市における「公害管理講座」実施(10.26~11.3)
<p>57. 7 公害対策局の機構改革 規制課及び主幹制を廃止 環境管理課を新設、大気課、水質騒音課を充実</p>	<p>57. 5 大気汚染防止法施行規則の一部改正(ばいじん排出基準の改正)</p>	<p>57. 5 「北九州市石けん利用推進対策審議会の設置および運営に関する条例の制定」の直接請求(6月議会で否決)</p> <p>8 「北九州市合成洗剤対策推進会議」の拡充、強化</p> <p>12 湖沼の窒素及び磷に係る環境基準告示</p>	<p>57. 9 自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正の告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域の指定及び区域区分の変更の告示 <p>11 環境管理計画策定に関する事例調査研究実施(環境庁委託)</p>
<p>58. 3 北九州地域公害防止計画(昭和57年度~昭和61年度)の内閣総理大臣承認</p>	<p>58. 9 大気汚染防止法施行規則の一部改正(窒素酸化物第5次規制)</p>		<p>58. 3 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則」の一部改正(八幡西区浅川地区を第1種区域に指定)</p> <p>10 自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正の告示</p>

共通事項	大気関連事項	水質関連事項	その他
<p>59.11 公害対策局の機構改革公害対策局次長制の廃止</p>	<p>59. 3 悪臭物質測定の方法の一部を改正する告示(昭和59年4月1日適用)</p> <p>6 北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱を告示</p> <p>9 新日鐵化学工業(株)戸畑製造所の新95%ナフタリン工場の公害防止協定の一部変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新日鐵化学工業(株)戸畑製造所の新無水フタル酸工場及び新アントラキノン工場の公害防止協定の一部変更 <p>12 電源開発(株)の若松流動床ボイラー、超高温タービン実証発電所の設置に伴う公害防止協定の締結</p> <p>60. 3 北九州市窒素酸化物対策指導要綱を制定</p> <p>9 大気汚染防止法施行令一部改正(小型ボイラーに係る規制)</p> <p>10 花王(株)の公害防止協定を解除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 花王(株)の製造設備の増設に伴い、既設設備を含め、公害防止協定を締結 <p>61.12 (株)東芝北九州工場と公害防止協定を締結</p>	<p>59. 1 市民(3,000人)の洗剤使用実態調査実施</p> <p>60. 7 湖沼に係る窒素・燐の排水規制</p> <p>61. 5 「燐及びその化合物に係る削減指導方針」(二次)策定(福岡県)</p>	<p>11 公害保健福祉事業「健康教室」実施(第1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新幹線沿線地域(八幡西区北九州トンネル～遠賀川橋間) ・ 騒音分布状況調査実施 <p>59. 2 北九州市環境管理計画策定要領施行</p> <p>7 環境管理計画策定手法調査研究実施(環境庁委託)</p> <p>8 快適環境に関する市民意識調査実施(4,000人対象)</p> <p>60. 2 モノレール小倉線の騒音・振動調査実施</p> <p>3 北九州都市高速道路(若園～篠崎)開通後の沿線地域の環境騒音調査実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域」(県第467号告示)により、八幡西区、若松区を指定 <p>4 国道10号線曽根バイパス開通前の沿線地域の環境騒音調査実施</p> <p>7 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺民家の防音工事の推進」の実施(昭和61年度予算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機騒音に係る環境基準適合状況把握のため実態調査を開始 <p>8 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の最終達成目標期限到来に伴う状況調査実施</p> <p>61. 3 公害対策審議会「北九州市環境管理計画の策定等について」答申</p>

共通事項	大気関連事項	水質関連事項	その他
<p>63. 3 北九州市公害防止計画（昭和62年度～昭和66年度）の内閣総理大臣承認</p> <p>11 第1回日韓環境シンポジウム参加(ソウル)</p> <p>1.10 開発途上国の都市の環境対策に関する国際シンポジウム開催</p> <ul style="list-style-type: none"> アジア大都市廃棄物問題国際会議開催 	<p>63. 2 大気汚染防止法施行令の一部改正(ガスタービン、ディーゼル機関のばい煙発生施設対象)</p> <p>6 星空の街・あおぞらの街サミット開催</p> <p>1. 7 三菱化成(株)黒崎工場の発電設備の増設に伴う公害防止協定の締結</p> <p>12 大気汚染防止法改正・施行(特定粉じん発生施設の追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公害対策審議会「北九州市における一般環境大気測定局の適正配置について」(答申) 	<p>63. 4 「北九州市における工場・事業場及びその跡地の土壌汚染対策指導要領」施行</p> <p>1. 3 洞海湾魚類調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 脇田海岸親水性機能検討調査の実施 <p>水質汚濁防止法施行令の一部改正(トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを有害物質に指定、同年10月施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市環境管理計画決定 4 騒音及び振動規制法に係る本市の地域指定及び規制基準の設定について告示 7 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺民家の防音工事の推進」の実施(昭和62年度予算) 11 新幹線鉄道のスピードアップ(最高210km/h 220km/h)に伴う沿線地域の騒音・振動影響調査実施 北九州市都市高速道路(横代～若園)開通前の環境騒音調査実施 62. 1 北九州市環境管理計画運用指針(環境利用にあたり配慮すべき事項に係る運用指針)施行 4 幹線道路自動車騒音調査開始(50地点) 8 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺民家の防音工事の推進」の実施(昭和63年度予算) 11 公害対策審議会「北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱第2条第2項に規定する指定地域の解除及び解除後の対策について」答申 63. 3 九州縦貫自動車道(小倉東～八幡)開通前環境騒音調査実施 3 公害健康被害補償法を一部改正した公害健康被害の補償等に関する法律施行 北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱の一部改正施行 1. 1 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成対象区域の拡大」の実施 北九州空港定期便再開に伴う現況騒音調査を実施(10地点) 7 国家要望「環境適正技術トレーニングセンターの北九州市設置」の実施

共通事項	大気関連事項	水質関連事項	その他
<p>2. 2 第2回韓環境シンポジウム開催(北九州市)</p> <p>3 北九州市環境保全基金条例制定</p> <p>4 環境局発足</p> <p>6 国連環境計画「グローバル500受賞」</p> <p>8 都市の自然を考える北九州国際シンポジウム開催</p> <p>12 アジア・太平洋環境問題国際会議の開催</p> <p>3. 2 第3回アジア大都市廃棄物問題国際会議参加(インドネシア、バンドン)</p> <p>8 「地球にやさしい暮らし展」開催</p> <p>9 産業開発と環境保全に関する国際シンポジウム開催</p>	<p>2. 2 新日鐵化学(株)戸畑製造所の製造設備の増設に伴う公害防止協定の締結</p> <p>4 一般環境大気測定局の適正配置の実施</p> <p>10 悪臭防止法施行令の一部改正に伴う低級脂肪酸4物質の規制基準制定</p> <p>11 大気汚染防止施行令の一部改正(ガス機関、ガンリン機関のばい煙発生施設対象)</p> <p>3. 6 電源開発(株)若松総合事業所の発電設備の設置に伴う公害防止協定の締結</p> <p>7 「地球温暖化対策地域推進モデル計画策定調査」(環境庁受託事業)を実施</p> <p>8 大和製缶(株)戸畑工場の製造設備の増設に伴う公害防止協定の締結</p> <p>10 第32回大気汚染学会の開催</p>	<p>6 水質汚濁防止法の一部改正(有害物質の地下浸透禁止、同年10月施行)</p> <p>2. 6 水質汚濁防止法の一部改正(生活排水対策、同年9月施行)</p> <p>3. 1 「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)」を策定(国)</p> <p>3 「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」(三次)策定(福岡県)</p> <p>5 「燐及びその化合物に係る削減指導方針」(三次)策定(福岡県)</p> <p>8 第21回瀬戸内海環境保全知事・市長会議開催</p> <p>10 「紫川の生きもの(さかな)」について調査実施</p>	<p>12 国家要望「環境適正技術トレーニングセンターの北九州市設置」の実施</p> <p>2. 3 幹線道路自動車騒音調査終了(50地点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北九州市自動車公害対策基本計画及び中間計画策定 ・ 電気自動車(1台)購入 <p>4 北九州市東部の環境騒音調査実施</p> <p>7 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家要望「環境適正技術トレーニングセンターの北九州市設置」の実施 <p>3. 3 騒音規制法及び振動規制法に基づく地域指定及び規制基準に係る告示方法の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北九州空港定期便再開に伴うテスト飛行時の航空機騒音調査を実施(10地点) <p>4 北九州市西部の環境騒音調査実施</p> <p>7 北九州空港定期便再開後の航空機騒音調査を実施(10地点)</p> <p>8 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染に係る環境基準告示 ・ 国家要望「国際環境協力センターの北九州市設置」の実施 <p>9 航空機騒音に係る環境基準の地域類型あてはめの検討用として北九州空港の航空機騒音調査を実施</p> <p>11 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家要望「国際環境協力センターの北九州市設置」の実施

共通事項	大気関連事項	水質関連事項	その他
<p>4. 6 「国連地方自治体表 彰」受賞</p>	<p>4. 2 旭硝子(株)北九州工場のガラス製造設備の設置に伴う公害防止協定の締結</p>		<p>4. 1 環境保全企業者講習会(建設作業における騒音振動について)の実施</p> <p>4 「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域」(県第672号告示)により、小倉南区を指定</p> <p>7 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p> <p>11 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p> <p>・ 土壌汚染環境調査実施(市内70か所)</p>
<p>5.10 「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰」受賞</p> <p>11 環境基本法施行</p>	<p>5. 4 公害監視センターシステム更新</p> <p>4 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの大気環境指針(暫定値)制定</p> <p>6 悪臭防止法施行令の一部改正プロピオンアルデヒド等10物質の追加指定(H6.4.1施行)</p> <p>7 白島石油備蓄基地(株)の石油備蓄設備の新設に伴う公害防止協定の締結</p> <p>12 北九州松下電工(株)の製造設備の増設に伴う公害防止協定の締結</p>	<p>5. 3 水質環境基準の一部改正(健康項目の拡充・強化)要監視項目及びその指針値の設定(環境庁水質保全局長)</p> <p>地下水評価基準の拡充・強化(環境庁水質保全局長)</p> <p>8 海域の窒素及び燐に係る環境基準の設定</p> <p>海域の窒素及び燐に係る排水基準の設定(平成5年10月1日施行)</p> <p>窒素含有量及び燐含有量についての排水基準に係る海域の設定(瀬戸内海、平成5年10月1日施行)</p> <p>12 水質汚濁防止法施行令の一部改正(有害物質の追加、平成6年2月1日施行)</p> <p>排水基準を定める総理府令の一部改正(有害物質についての規制の拡充・強化、平成6年2月1日施行)</p>	<p>5. 3 新幹線鉄道(のぞみ運行)のスピードアップ(最高230km/h、270km/h)に伴う沿線地域の騒音・振動影響調査実施</p> <p>7 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p> <p>11 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p>
<p>6. 8 北九州市環境審議会条例施行審議会設置</p> <p>12 環境基本計画決定</p>	<p>6. 4 悪臭防止法の一部改正に伴う排出水中における規制基準の公布</p>	<p>6. 2 土壌環境基準の一部改正(健康項目15項目追加、強化)</p> <p>3 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質保全に関する特別措置法の公布(平成6年5月10日施行)</p>	<p>6. 1 環境保全企業者講習会(中小製造業対象)の実施</p> <p>4 緑の教室終わる</p> <p>7 環境庁委託事業「環境モデル都市事業」受託</p>

共通事項	大気関連事項	水質関連事項	その他
<p>7. 2 「アジア地方自治体環境イニシアティブ会議」開催</p> <p>9 日本計画行政学会「計画賞」受賞</p> <p>8. 1 「北九州 - 大連環境交流セミナー」開催(大連市)</p> <p>2 大連市環境モデル地区建設のための政府開発援助による開発調査が正式決定</p> <p>2 「ふるさと環境シンポジウム」開催</p> <p>3 「アジェンダ21北九州」策定</p> <p>6 「北九州市公害防止条例」の一部改正</p> <p>8 大連市環境モデル地区計画の事前調査参加</p> <p>10 「環境アセスメントセミナー」開催</p> <p>11 「日中環境協力都市会議」開催</p>	<p>7. 3 悪臭防止法施行令の一部改正に伴うプロピオンアルデヒド等10物質の規制基準設定・告示</p> <p>8. 1 大気汚染物質等移動測定機の導入</p> <p>5 大気汚染防止法の改正 (有害大気汚染物質対策、アスベスト飛散防止等)</p>	<p>水道水水質保全事業の実施の促進に関する法律の公布</p> <p>4 「公共用水域等における農薬の水質評価指針」策定(環境庁)「プロピロジオン等27農薬の安全性の目安となる指針を定めた。</p> <p>5 「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」施行 「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」施行(環境庁)</p> <p>7 「農薬による水質汚濁防止のための関係行政部局等の連携強化について」(環境庁)</p> <p>11 「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策暫定指針」策定(環境庁)</p> <p>8. 4 「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)」策定(環境庁)</p> <p>6 水質汚濁防止法の一部改正(地下水水質の浄化措置命令)</p> <p>7 「化学的酸素要求量に係る総量削減計画(四次)」策定(福岡県) 「窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物に係る削減指導方針」策定(福岡県)</p>	<p>国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p> <p>12 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p> <p>7. 7 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施 環境庁委託事業「音環境モデル都市事業」受託</p> <p>10 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p> <p>8. 1 都市計画法の一部改正に伴う騒音規制法及び振動規制法に基づく地域指定及び規制基準に係る告示の変更</p> <p>3 北九州市の環境騒音調査実施</p> <p>7 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p> <p>11 同上</p> <p>12 騒音規制法施行令の一部改正(H9.10.1施行)</p>

共通事項	大気関連事項	水質関連事項	その他
<p>12 大連市環境モデル地区計画の政府開発援助による開発調査開始</p> <p>12 第14回世界銀行経済開発研究所/(財)国際開発高等教育機構共同セミナー開催</p>			<p>特定施設(切断機)及び特定建設作業(バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業)の追加</p>
<p>9.11 「北九州市エネルギー対策推進会議」設置</p> <p>12 「アジア環境協力都市会議」開催</p>	<p>9. 1 大気汚染防止法施行令の一部改正</p> <p>2 大気汚染防止法施行規則の一部改正 大気汚染に係る環境基準の追加の告示(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)</p> <p>4 光化学スモッグ注意報発令</p> <p>7 北九州市公害防止条例の一部改正 (事業者の屋外燃焼行為の制限)</p> <p>8 大気汚染防止法施行令の一部改正 (ダイオキシン類の指定物質への追加等)</p> <p>9 ダイオキシン類の大気環境指針値設定</p>	<p>9. 3 地下水に係る環境基準の設定(環境庁) 「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」の一部改正(福岡県)(一部項目削除)</p>	<p>9. 6 環境影響評価法公布</p> <p>7 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p> <p>10 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p>
<p>10. 2 北九州市公害防止計画(平成9年度~平成13年度)の内閣総理大臣承認</p> <p>3 「ホーチミン廃棄物セミナー」開催</p> <p>3 北九州市エコタウンプラン実施計画の策定</p> <p>6 「北九州市役所の環境保全に向けた率先実行計画」策定</p> <p>7 一般ごみ収集の指定袋制度開始</p> <p>11 「持続可能な開発に関するスマラン会議」開催</p>	<p>10. 7 環境大気中ダイオキシン類調査開始</p>	<p>10. 4 2河川の環境基準類型指定と14河川の環境基準類型改定(福岡県)</p> <p>8 「北九州市における外因性内分泌攪乱化学物質の野生生物に与える影響に関する検討委員会」(環境ホルモン北九州委員会)の発足</p> <p>8 環境ホルモン緊急全国一斉調査(北九州市分は8月と11月に実施)(環境庁)</p> <p>8 ダイオキシン類緊急全国一斉調査(北九州市分は8月~11年3月まで実施)(環境庁)</p>	<p>10. 3 北九州市環境影響評価条例公布</p> <p>7 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p> <p>・環境庁委託事業「未規制発生源騒音実態調査」受託</p> <p>9 「騒音に係る環境基準」の改正公布(平成11.4施行)</p> <p>10 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p>
<p>11. 3 「北九州市エネルギー長期ビジョン」策定</p> <p>7 ダイオキシン類対策特別措置法公布</p> <p>7 特定化学物質の環境への排出量の把握など及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)公布</p> <p>11 北九州市一般廃棄物処理基本計画検討委員会設置</p> <p>12 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準設定</p>	<p>11. 7 「小型焼却炉に係るダイオキシン類排出抑制指導要綱」施行</p>	<p>11. 2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の水質環境基準健康項目への追加</p> <p>4 土壌ダイオキシン類調査開始</p> <p>4 「北九州市における工場、事業場及びその跡地の土壌汚染対策指導要領」改定</p>	<p>11. 7 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p> <p>10 「第3回音風景保全全国大会」開催</p>

共通事項	大気関連事項	水質関連事項	その他
<p>12. 1 ダイオキシン類対策特別措置法施行</p> <p>2 北九州市一般廃棄物処理基本計画検討委員会「中間報告」</p> <p>2 クリーナープロダクション(CP)推進に関するホーチミンワークショップ開催</p> <p>3 北九州市役所本庁舎におけるISO14001認証取得</p> <p>9 「アジア・太平洋環境大臣会議in北九州」開催</p> <p>9 「グローバル500アジアフォーラム」開催</p> <p>9 「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」策定(総理府告示第52号)</p> <p>12 北九州市環境基本条例公布(平成13年1月1日施行)</p>	<p>12. 1 「小型焼却炉に係るダイオキシン類排出抑制指導要綱」の改正</p> <p>12. 特定施設設置者からのダイオキシン類自主測定結果の報告徴収</p>	<p>12. 4 公共用水域におけるダイオキシン類の調査開始</p> <p>11 環境シンポジウムin北九州 - 「環境ホルモン」ってなに? - の開催</p>	<p>12. 3 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」の改正公布(平成12.4施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「北九州市自動車公害対策第三次中期計画」策定 <p>7 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p>
<p>13. 2 「北九州市一般廃棄物処理基本計画」策定</p> <p>3 「日中都市間環境協力セミナー」開催(北京)</p> <p>3 「CP導入促進セミナー」開催(ホーチミン)</p> <p>4 PRTR法による排出量等の把握の開始</p> <p>10 「北九州市環境物品等・調達」の推進に関する基本方針」策定</p> <p>12 「北九州市地球温暖化防止実行計画」策定</p>	<p>13. 4 大気汚染に係る環境基準の追加の告示(ジクロロメタン)</p>	<p>13. 3 土壤環境基準の一部改正(ふっ素及びほう素の追加)</p> <p>7 水質汚濁防止法施行令等の一部改正による、ほう素等3項目の排出基準への追加</p> <p>12 ゴルフ場使用農薬の暫定指導指針の一部改正(10農薬について指針値を追加)</p>	<p>13. 7 国家要望「航空自衛隊芦屋基地周辺における民家防音工事の助成等対象区域の拡大」の実施</p>
<p>14. 1 「かん・びん・ペットボトル」収集方法見直し</p> <p>14. 4 「北九州市環境ミュージアム」開館</p>			<p>14. 2 「北九州市自動車公害対策推進協議会」の発足</p>